# 区のおしらせ No.429

昭和49年12月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

## 避難路を自分の足で歩きました

### 震災訓練に1360名が参加

11月10日の日曜日に皇居東御苑を避難地とする地域を対象に震災訓練が行なわれました。参加したのは1357名、いざというときのために、実際に避難路を通って東御苑まで訓練をしました。

本当の震災で避難しなければならないときは道路には人や車があふれ、窓ガラス、屋根ガワラ、看板などが落ちてきて混乱するかもしれません。こんなとき、避難経路を自分で歩いて体で体験しておくことは大切です。

また、いつ地震が起っても、あわてずに行動できるよう、避難方法、連絡方法など家族全員で話し合っておきましょう。

# 第四回区議会定例会

## 決算〈48年度〉認定など審議

昭和四十九年第四回区議会定例会が十一月二十一日から開かれています。会期は二〇日間です。

この定例区議会で審議されている主なものは、四十八年度の一般会計・国民健康保険事業会計の各歳入・歳出決算の認定です。

**提出された議案**

●東京都千代田区立児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩本町二丁目児童遊園が完成し、このため規定の整備をする必要があるため提出されました。

●昭和四十八年度東京都千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法の規定に基づいて四十八年度各歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものです。

### 48年度一般会計決算額●実質では縮少傾向

四十八年度の一般会計と国民健康保険事業会計の決算は、いま開会されている区議会定例会で認定に付されていますが、ここではその概略をお知らせします。

四十八年度一般会計決算額は歳入九十四億五七一〇万七七七八円、歳出八十八億二八四二万六三八二円でした。

この額を前年度と比較すると歳入で四・七%増、歳出で十三・八%増となっていますが、この伸び率は低下の傾向にあります。

また、物価上昇等の影響を考えると実質的な規模はむしろ縮少傾向にあるといえます。

本年度の決算収支をみると形式収支は約六億三千万円、翌年度繰越額を差引いた実質収支は約一億二千万円の黒字となっています。

しかし、実質収支を前年度と比較すると約十二億五千万円の減となり単年度決算では四十三年度以来四年ぶりに赤字となりました。

この原因は、事務量の増加と、物価の異常な高騰で、歳出が十三・八%も増加したのに対し、納税義務者の実数減などで収入増加が四・七%増にとどまったためです。

**一般会計決算額**

●歳入

| 科目 | 予算現額 | 収入済額 |
|---|---|---|
| 特別区税 | 円 5,996,982,000 | 円 5,999,190,300 |
| 地方譲与税 | 21,767,000 | 21,385,000 |
| 自動車取得税交付金 | 76,708,000 | 78,957,000 |
| 交通安全対策特別交付金 | 33,249,000 | 33,249,000 |
| 分担金及び負担金 | 15,366,000 | 16,150,624 |
| 使用料及び手数料 | 128,703,000 | 140,018,522 |
| 国庫支出金 | 293,375,000 | 289,324,961 |
| 都支出金 | 208,249,000 | 215,126,388 |
| 財産収入 | 70,676,000 | 70,713,410 |
| 寄付金 | 2,500,000 | 4,379,955 |
| 繰越金 | 1,273,946,000 | 1,273,946,331 |
| 諸収入 | 1,253,901,000 | 1,207,818,286 |
| 特別区交付金 | 70,494,000 | 106,848,000 |
| 歳入合計 | 9,435,916,000 | 9,457,107,778 |

●歳出

| 科目 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 |
|---|---|---|---|
| 議会費 | 円 199,397,000 | 円 194,285,481 | 円 0 |
| 総務費 | 1,586,742,000 | 1,568,271,317 | 3,000,000 |
| 民生費 | 1,576,443,000 | 1,394,965,809 | 136,737,555 |
| 産業経済費 | 1,214,414,000 | 1,209,536,570 | 0 |
| 土木費 | 1,972,064,964 | 1,685,207,038 | 240,127,000 |
| 教育費 | 2,479,218,000 | 2,378,791,167 | 63,088,000 |
| 特別区納付金 | 394,219,000 | 394,219,000 | 0 |
| 諸支出金 | 3,151,000 | 3,150,000 | 0 |
| 予備費 | 10,267,036 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | 9,435,916,000 | 8,828,426,382 | ,442,952,555 |

**国民健康保険事業会計決算額**

●歳入

| 科目 | 予算現額 | 収入済額 |
|---|---|---|
| 国民健康保険料 | 円 158,829,000 | 円 157,947,526 |
| 一部負担金 | 1,000 | 0 |
| 使用料及び手数料 | 1,000 | 2,680 |
| 国庫支出金 | 339,977,000 | 355,359,173 |
| 都支出金 | 162,641,000 | 120,044,000 |
| 繰越金 | 1,000 | 3,435,342 |
| 諸収入 | 1,204,000 | 2,354,721 |
| 歳入合計 | 662,654,000 | 639,143,442 |

●歳出

| 科目 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 |
|---|---|---|---|
| 総務費 | 円 54,178,000 | 円 52,904,812 | 円 0 |
| 保険給付費 | 601,438,000 | 569,214,736 | 0 |
| 保健施設費 | 438,000 | 433,600 | 0 |
| 諸支出金 | 606,312 | 606,312 | 0 |
| 予備費 | 5,993,688 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | 662,654,000 | 623,159,460 | 0 |

# 特別区制度の改正 ① はじめに

## 来年四月から区長は公選制に
## 身近なしごとが大幅に区へ

地方自治法の一部を改正する法律が今年五月の第七十二通常国会で成立し、六月一日に公布されました。

これによって、わたしたちが住む二十三区の制度が大幅に改正されることになりました。その大きな点は、区民が直接区長を選ぶことができるようになったこと、また、区が処理する事務も大幅に増加し、住民に身近かな仕事の多くが区で処理できるようになったことです。

これまでと比べて区の責任と権限が一層強化されたわけですが、それだけに区政の運営は、従来にも増して、区民ひとりひとりの参加が必要とされます。この意味からも「区のおしらせ」を通じ、こんどの特別区制度の改正について今号からシリーズでおしらせすることにしました。（写真は、区長公選等実現を記念して十一月十八日に開かれた区民のつどい）

本来「地方自治」とは、一定の地域に住む住民が、その〝くらし〟を守るため、自からの手と財源で行政を運営していくことをいいます。しかし、二十三特別区は一般の市とは、ちょっと性格が違っています。つまり、二十三区が全体として、その一体性を保っていくという理由から、昭和二十七年には区長を区民自からが選挙する公選制が廃止され、また、処理する事務も一般の市と比べ、大幅に制限されるなど、不完全な地方自治体とされてきたのです。

しかし、やはり特別区としても何万、何十万人という住民を有する地方自治体として、住民に直結する行政サービスを提供するためにはもっと権限と責任のあるものになるべきです。そのためには、区長は住民自からが選挙し、また処理する事務も、もっと権限のあるものとし、その裏づけとなる財源の面でも、自主的で計画的な運営のできる制度が必要となります。

このような理由から、特別区の自治権をもっと拡充しようとする運動が、住民の間から起ってきました。

まず、現行制度の中で、なんとか区長を公選に近い方法で選ぼうという運動が、いわゆる区長準公選運動となって現れました。また、都市化の著しい進行に伴って、地域の環境がますます悪化し、このことが住民の行政に対する「参加意識」を強め、生活防衛や環境の改善といった住民運動に発展して行きました。

このような動きを中心として、自治権拡充運動は二十三区議会をはじめ、区に住む多くのひとびとの間で、年とともに高まってきたのです。

こんどの地方自治法等の改正はこの長い間にわたる運動が実ったものといえます。

## ●財政権の確立、超過負担解消など
## 「区民のつどい」で決議

区長公選等の実現を記念して、区・区議会共催による「千代田区民のつどい」が、十一月十八日、午後一時から、区役所十階会議室で開かれました。

当日は、二百名を越す区民が参加し、区長・議長のあいさつに続き、来賓として出席した国会議員・都議会議員が次々に祝辞を述べた後区議会側から特別区制度の改正に至る経過の説明がありました。これに続く質疑応答では「身近な仕事を処理できる財源が果して確保できるのか」「区職員に人材が得られるのか」など、活ぱつな質問が出され、出席者の関心の深さがうかがわれました。

なお、この区民のつどいで、次のような決議文が万場一致で決議されました。

### 決議文

本日ここに千代田区民、千代田区議会および千代田区は、区長公選等実現記念千代田区民のつどいを開催し、二十三特別区の自治権の拡充のための地方自治法の改正が行なわれ、区長公選の実施、一般市なみ事務事業の区移管が実現したことを心から祝福すると共に、あわせて、真の自治権の確立を目指して、次の事項の実現を期するものである。

一、住民の要望に見あう真の財政権の確立

一、地方自治体の超過負担等の完全解消

一、都と特別区に対する交付税合算方式の改正と特別区の自主財源の拡充

# 区民の声を区政に

## 《区政懇談会》身近かな問題を話し合う

区民のみなさんの声を直接聞くための区政懇談会が十一月一日（金）から約二週間にわたり区内七か所の区民会館で開かれました。

出席したのは区長、助役、教育長と区の各部長。また、日常生活に密着した仕事をしている清掃事務所と保健所の各所長も参加しました。

各会場で区長は「できるだけ多くの機会をとらえてみなさんの声を聞くようにしている。そして、それを区政に反映するために努力してきた。来年四月からは区の仕事も市なみに増えるので、できるだけ多くの意見をみなさんから聞きたい」とあいさつ、出席したみなさんから活発な意見や要望が述べられました。

これらの意見のうち主なものを二回に分けて、一問一答形式で掲載します。

### 番町出張所地区 区政懇談会

#### ●第二千代田荘の建設は

問 第二千代田荘の建設はどうなっているのか。その場所や規模はもう決まっているのか。

答 区としては、箱根の千代田荘のような良い環境で同じぐらいの規模のものにしようと考え、候補地を捜している最中ですが、なかなか良いところがありません。しかし、現地の千代田荘の利用状況からみて、なるべく早く候補地を捜して建設したいと考えています。

#### ●ビル建設に制限を

問 地域の再開発については、区はもっと積極的に援助をしてほしい。また事務所ビルなどの大きなビルの建設が進んでいるが、ビルの中のある割合を住宅にするようにできないだろうか。そして、区民や区に利益のない建物は認可しないようにできないだろうか。

答 地域の再開発については、区としても積極的に協力していきたいと考えています。

ビル建設の問題については区としても同感なのですが、現在の建築基準法では違反建築でないかぎり確認をしないわけにはいきません。しかし、規制するということではなく協力してもらうという方向でやっていきたいと思っています。

#### ●有価物回収を積極的に

問 有価物集団回収をもっと積極的にPRをして推進してほしい。

答 現在二十三町会が参加していますが、より多くの町会に参加していただくためにも、積極的に進めていきます。

#### ●避難場所の見学を

問 広域避難場所になっている旧赤坂離宮の中を、実際に避難するときにそなえて見学することはできないだろうか。

答 関係機関と協議をして、見学できるような機会をつくりたいと思います。

#### ●スクールゾーンの時間延長を

問 スクールゾーンは午前七時三十分から九時三十分となっているが、午後四時ごろまで延長できないか。

答 スクールゾーンは警察が設置しているものですが、非常に効果があるということですので時間延長について警察と話合ってみます。

#### ●緑を大切に

問 緑化を進めるために配布された苗木が捨てられていたが、区は苗木の配布などをしたあとその結果について調査をする必要があるのではないか。

また、住民の中で個人的に緑化運動を進めているひとたちに、区は補助することができないか。

答 苗木の配布と同時に園芸講座も開き、都心に少しでも緑をふやしていこうとしていますが、その苗木が捨てられたことは非常に残念です。緑を大切にするということを配布のときなどに呼びかけていきたいと思います。

また、個人に対する補助についても、今すぐとはいきませんが十分考えていきたいと思います。

### 神保町出張所地区 区政懇談会

#### ●公園の維持管理について

問 公園を催し物に使ったあとの整地が不完全だったり、木が枯れていたりする。こども会や、ラジオ体操会をやる場合、電気の差込みがないので不便している。

公園・児童遊園は老人や子どもが安全で便利に使えるよう設備を整えて欲しい。また造ったあとの維持管理に気をつかって欲しい。

答 催し物のあとの地ならしは今後十分注意します。樹木が枯れたままになっている件については植樹の時期の関係でそのままになっている場合もあるようです。目につかなかったようなので十分注意します。

電気の差込みについては取付ける方向で検討します。





#### ●川から蚊が発生してこまる

問 今年九月頃祖橋の下は浚せつしていたが、その後日本橋川の浚せつ経過はどうなっているか。また川付近に蚊の発生が多い。刺すことはないが川岸のひとは迷惑している。駆除の方法はあるのか。

答 住民のみなさんからの要望を、浚せつを担当している都第一建設事務所につたえ一部を浚せつしてもらいました。現在、外郭提防工事が神田川、日本橋川の下流の方から施行されてきていますが、護岸の弱いところでは浚せつをやりすぎると護岸が危くなるところもあります。

発生しているのはユスリ蚊で、二、三年前から苦情が来ております。発生場所が、中野区、新宿区、文京区、千代田区と段々下流におりてきているため、現在四区で駆除方法を検討中です。薬品を散布しても一時的にいなくなるだけですが、連絡してもらえれば散布に行きます。

#### ●換気扇の規制を

問 道路に面した飲食店の換気扇で通行人が迷惑している。取締りの基準はないのか。

答 食品衛生法の基準では、店の規模・手洗の場所などを規定していますが、換気扇の取付け場所についての基準はありません。

ただし道義的な問題ですので、通行人などに迷惑のかからないように保健所が中に入り、設置者と交渉して改善できた例もあります。

#### ●融資制度について

問 商工融資の資金源は区か金融機関か。ある金融機関では、資金も貸付枠も独自でやっているという。区は金利負担だけやっているのか。また申込みから資付けまでの日数がかかりすぎる。保証料も高い。

答 融資枠を区が決め、資金を預託しています。制度融資のあり方については今後も金融機関と十分話し合い万全を期してゆきたいと思います。

なお、貸付期間が長いという件については、申込み件数が多いことも原因になっているようですが、少しでも早くするよう金融機関に連絡をとっていきます。

保証料は今後研究していきます。

### 神田公園出張所地区 区政懇談会

#### ●税務署跡地の利用方法は

問 旧神田税務署跡地に区立産業会館を建てる計画を聞いているが、地元では、この土地を緑の公園にしてほしいという要望が強い。ここに産業会館を建てるのか、また緑の公園にするのかどちらを選ぼうとしているのか区長のお考えを聞きたい。

答 産業会館の建設については、区として以前からの懸案であり、区の長期的な計画のもとに建てる努力をして来ました。用地の買収に当たっても、産業会館建設という条件で取得したものです。緑の公園を増やすことについては、区の方針でもありますので、地元のかたがたの要望も勿論十分に尊重したいと考えておりますが、せっかく土地を取得したからには、産業会館を建てさせてほしいと念願しています。

地元のご要望については、今後いろいろとご相談していきたいと考えています。

#### ●区民会館の利用時間の延長を

問 区民会館の利用時間を延長して、十時まで使えるようにしてもらいたい。

また、老人娯楽室があいているときは、青年たちでも使えるようにしてほしい。

答 利用時間については延長する方向で、区役所内の関係部課と協議を進めているので、もう少し時間をいただきたい。

老人娯楽室を青年層に開放する問題については、区民会館の目的外使用ということになりますが、本来の目的を阻害しないようにしなければならないので、むづかしい面もありますが、内部的に検討しているところです。

#### ●サービスデーの回数を増やして欲しい

問 野菜の安売りや豚肉の産地直送販売は、区民にとって大変よい施策だが、回数をもっとふやせないのか。また、消費者対策として区はこの程度の施策で満足しているのか。

答 現在行なっている野菜の安売り、豚肉の産直は、永続性をもたせるために、業界の方の協力を得て実施しています。決してこれで十分とは考えていません今後、品物の量や種類を増やしたり、回数を増やすなど、検討を加えて行きたいと考えています。また、鮮魚の安売りも、近く実現できる見通しです。

#### ●小川小の改築計画は

問 小川小学校の全面改築の計画はどうなっているか。

答 鉄筋校舎の改築については、四十七、四十八年度に実施した耐力度調査の結果や学校周辺の環境問題等を考え合せ、また来年度からの区への事務事業移管にともなう財源等もにらみ合せた上で計画しなければならないので、今少しお待ちを願いたい。

# 魚の安売りが始まります

## 第二・第四水曜日 第一回は12月11日に

公共料金のあいつぐ値上げや、米価引上げなどで消費者物価は、あいかわらず高値の状態がつづいています。

区では、区民の消費生活の安定対策の一環として、青果物の安売り、豚肉の産直販売を業界の協力を得て実施し、好評を得てきました。

今度、魚介類の安売りにつきましても、東京都魚商業協同組合麹町支部ならびに神田支部のみなさんの協力により、十二月十一日をかわきりに、毎月二回実施することになりました。

今後、これらの事業を日常生活の中に定着させるため、多くの区民の方々が利用くださいますようお願いします。

魚介類の安売りは、つぎの要領で行なわれます。

**・毎月の安売り日**

第二水曜日と第四水曜日「魚の消費者サービスデー」として売り出します。（当日が祝日のときはその翌日）

**・安売りを行なうお店**

区内の魚介類小売店で実施します。安売り当日は、濃い青色の「ノボリ」がたちます。

当日は、各店舗にサービス品名と価格の表示がされます。

**・取り扱う品目**

各小売店で二品程度を用意します。品物は店によって取扱う品物がちがいます。

**・問合せ　区民部商工課**

**青果物消費者サービスデー**
**12月5日(木)・12月19日(木)**

**豚肉の産地直送販売**
**12月24日(火)**

**魚の消費者サービスデー**
**12月11日(水)・12月25日(水)**

**消費者生活専用苦情電話**
**262−9669**

# 東京に青空を

## ボイラーの抜き取り検査を実施中

### スモッグの監視も

ここ数年、東京の冬の空は、スモッグ発生の回数も少なくなり、きれいな空をとり戻しつつあるといえます。

これは、大気汚染の原因となるばい煙発生施設について、大気汚染防止法や東京都公害防止条例による規制がきびしくなったことと区民のみなさんをはじめ、事業所のご協力の結果であるといえます。

しかし、冬を迎えて、あちこちのビルで暖房用ボイラーを使い始めるとその影響は無視できません。

区では、今年からこのようなボイラーの規制を直接行なうことになり、使用する重油類の硫黄分を調べるために抜き取り検査を現在実施中です。

そして、その分析結果にもとずいて、必要な指導を行なうことになっています。該当する事業所のみなさんのご協力をお願いします。

また、毎年区では、冬になると、ばい煙発生状況を監視するため、高所監視（区内の高層ビルの屋上からばい煙発生状況を監視して発生源を指導する）を行なっています。今年も来年二月まで実施します。

東京の空をきれいにするために、こうした規制と監視を強めていますが、何といっても、区民のみなさんや事業所の方々のひとりひとりのご協力が最も大切です。公害防止に、ひとりひとりがご協力ください。

## 12月の休日診療当番医

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8日 | 導和医院 | 外神田3-14-12 | 251-4577 |
| | 東京警察病院 | 富士見2-10-41 | 263-1371～4 |
| 15日 | 九段下クリニック | 神田神保町3-9 | 262-3025 |
| | 永井医院 | 九段南4-6-13 | 261-1777 |
| 22日 | 三崎町医院 | 三崎町2-16-5 | 261-7446 |
| | 麹町胃腸クリニック | 麹町3-4 啓ビル3F | 264-0080 |
| 29日 | 大塩医院 | 神田淡路町2-6 | 251-6878 |
| | 柳下医院 | 平河町1-7-4 | 261-1261 |
| 30日 | 坪井医院 | 神田和泉町1 | 866-7815 |
| | 都築医院 | 九段北1-5-1 | 261-7116 |
| 31日 | 代田医院 | 外神田5-12-3 | 831-5779 |
| | 日比谷病院 | 内幸町1-3-2 | 502-7231 |

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

## 〝老人無料パス〟定期遊覧・不定期路線は利用できません

十一月一日から七十歳以上のおとしよりは都営交通機関だけでなく民営バスも無料で乗車できるようになりました。

これは、いままでの〝都営交通機関老人無料乗車券〟を都内の民営バスにも利用できるようにしたものですが、一部の路線で使えないところがあります。利用できない路線は左表のとおりです。くわしいことは福祉課老人福祉係まで

●老人無料パスで利用できないバス路線一覧表

| 会社名 | 利用できない路線 |
|---|---|
| 東京急行 | 大井町駅西口－大井競馬場 |
| 京王帝都 | 新宿バスターミナル－昇仙峡 |
| | 〃－山中湖ホテル |
| | 〃－ロープウェイ入口 |
| | 〃－本栖国民宿舎 |
| | 浜松町バスターミナル－山中湖ホテル |
| | 〃－本栖国民宿舎 |
| 国際興業 | 高島平駅前－戸田ボートレース場 |
| 小田急バス | 新宿駅西口－箱根桃源台 |
| 京成電鉄 | 新橋駅－成田山門 |
| 京浜急行 | 横浜駅－羽田空港 |
| 京浜急行 | 大井町駅－大井競馬場 |
| | 大森駅－大井競馬場 |
| | 大森駅－平和島競艇場 |
| 立川バス | 立川駅北口－立川競輪場 |
| | 立川駅北口－北野 |
| 東海汽船 | 元町－三原山 |
| | 定期観光路線 |
| 八丈町 | 定期観光路線 |
| 三宅村 | 定期観光路線 |
| 臨港バス | 川崎大師－羽田空港 |

## 心身障害者の集いと心身障害者と家族の映画観賞会

**心身障害者の集い**

●とき　十二月八日（日）午後一時から

●ところ　富士見福祉会館

●内容　浪曲劇、万才

●会費　無料

**心身障害者と家族の映画観賞会**

●とき　十二月二十二日（日）午後一時から

●ところ　富士見福祉会館

●内容「コント55号とミーコの絶対絶命」

●会費　無料

くわしいことは、富士見福祉会館（富士見二―三―六　国電、地下鉄、バスとも飯田橋下車☎二六二―一〇四五）まで問合せてください。

## 国民年金保険料がかわります

国民年金の保険料（通常保険料、五年年金保険料）は、昭和五十年一月分から一か月一、一〇〇円に改定されます。（現行九〇〇円）

なお、加算年金の保険料（月額四〇〇円）は変わりません。

## 麹町地区こども会

麹町地区を対象とした「こども会」が番町区民会館で開かれます。

●とき　十二月二十五日（水）午後二時から

●ところ　番町区民会館

●内容　児童劇映画、ゲームなど

●対象　幼児から小学生まで

●会費　無料

くわしいことは、厚生部管理課管理係まで問合せてください。

## 千鳥ヶ淵ボート場 12月16日↓2月28日 休場します

冬を迎えて、千鳥ヶ淵ボート場は十二月十六日（月）から来年二月末日まで休場します。

この間、ボート場、桟橋の補修や整備を行ない、来年三月再開の準備をします。

## 総合体育館からのお知らせ

体育館の剣道場・弓道場・プールは、改修工事のため来年1月10日（金）から31日（金）まで使用できなくなります。ご注意ください。

## 児童館だより

●**神田児童館**

ちびっこ村のクリスマス（キャンドルサービス、チャリティオークション）

十二月二十一日（土）午後二時三十分から四時まで

集まったお金は、NHK歳末たすけあいの寄付金にします。

●**西神田児童館**

年忘れハッスル会（一九七四年の最後を楽しくすごしましょう。）

十二月二十一日（土）午後二時から

司会、出演者、運営委員などの係を募集しています。

●**富士見児童館**

森のこども会（森の動物さんが集まってにぎやかなパーティーが始まります。うたって、おどって、ゲームをして……ぬいぐるみのくまさんやおおかみさんも登場）

十二月二十一日（土）午後二時から四時まで

## 教育相談――意欲がない

好きなことは、喜こんでするけれど、嫌いなことや興味のないことは、ぐずぐずしていて時間がかかる子がいます。

とくに、朝起きてから、学校へ行くまでが大変。叱っても、ほめてもあまり効果がないので、つい手伝ってしまうことがあります。

教育相談室では、現在、約八五〇例の事例が整理されています。豊富な事例を参考に、親身になって相談に当ってくれます。相談は電話で申込んでください。

教育相談室☎二五六―八四四六

## 千代田荘 年末・年始は休館します

箱根強羅にある区民のみなさんの保養所〝千代田荘〟は年末・年始の間休館となります。

期間は十二月二十五日（水）から来年一月四日（土）までです。

なお、来年二月分の抽せんは来年一月十日（金）午前十時から、千代田区公会堂で行ないます。

くわしいことは区民課区民係までお問い合わせください。

## 郵便局からのお知らせ

- 年末は郵便物が多くたいへん混雑します。
- 年賀はがきは、元旦に配達されるように12月18日ごろまでお出しください。
- 年末の小包は、おそくとも12月15日までにお出しください。

## 有楽町の新住居表示は来年1月1日実施

有楽町地区の新住居表示が来年1月1日から実施されます

――新しい住所のあらわし方――

**実施前**　千代田区有楽町一丁目7番地

**実施後**　千代田区有楽町一丁目9番2号

**（略記）**　千代田区有楽町1－9－2

（ローマ字）Chiyoda-ku,Yuraku-cho 1 Chome 9-2

または9-2,Yuraku-cho 1 chome, Chiyoda-ku

買い物は風呂敷もってく　うちのママ

――ごみ減量・資源節約――

## 史跡をたずねて

### 33 武家地相手の麹町

### 商人・職人の神田

明暦の大火のあとで行なわれた都市計画で江戸の町の姿が大きく変化していき、大きな寺院も中央部から移され、それらの跡も武家地や町地に変っていきました。

麹町一帯は全くの武家地で、すでに正保年間（一六四四～一六四八）の図でも武家屋敷で埋めつくされるほどの状況ですが、明暦の大火後は半蔵門から四ツ谷見附に至る麹町の通りが商店街としての賑いをみせていました。

そして、単なる甲州街道の通りとしてではなく、その性格も武家地に依存した町屋としての存在になってきました。元禄初期の江戸の有名な職人・商人を調べた「国花万葉集」「江戸惣鹿子」にも、職・商人が麹町にいたことが載っています。

希棚（魚屋）、西瓜市、糀屋をはじめ、打栗や麩之焼などの菓子や食品を扱う商店や、太物屋、竹屋、乗物屋、飛脚宿などもあり、具足羽織仕立をはじめとする武家特有の需要をみたす商店も二、三軒ありました。

また、武家地には幕府直属の儒者・医者などや検校・勾当などが多く住むようになりました。当時の麹町は日本橋・京橋はもちろん神田の町地の商店街、職人数にも当然及ばない数でしたが、山の手では一番の賑いをみせていた町でした。もちろん江戸の大部分は下町で、商業活動も下町が中心ですが、麹町は山の手での最大の町地として小規模ながらも武家地を対象として相当に繁盛していたわけです。

一方、神田では、麹町の甲州街道に沿った商店街のような整然とした商店街を形成していた所は、日本橋通り続きの筋違橋通りに至る通りだけで、ほかはそれらを中心に裏町などが職人商人の入り交る町として、あるいは長屋の多い町として発展していきました。商店もとくにこれといって大きな店はなく、ただ職人が製作したものを売る店として製造販売をかねた店は比較的あったようです。

元禄ともなれば、日本橋続きの町々は、江戸の商工業地区として活躍の舞台に乗り出すだけの形態を整えていきました。